

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育総務課
委託業務名	雄琴小学校エレベータ改修業務
委託業務場所	大津市雄琴二丁目
概要	昇降機改修業務
契約期間	令和5年 6月 20日から 令和6年 3月 31日まで
契約年月日	令和5年 6月 20日
契約金額	11,154,000 円
契約の相手方	[所在地] 京都市下京区東洞院通四条下ル元悪王子町51番地 東京建物四条烏丸ビルEAST [名称] フジテック株式会社 京滋支店
契約相手方の選定理由	<p>雄琴小学校の昇降機施設（エレベータ）についてはフジテック株式会社による設置であり、万が一の場合の過失責任が不明確とならないよう、保守についても同社へ委託している。今般、定期点検の結果、部品の老朽化による交換が必要との指摘があったため、当該校のエレベータ部品の交換業務を行う。</p> <p>本業務は、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の業務であるため、フジテック株式会社と随意契約をするもの。</p>
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。